

消費税確定申告書を作成するためには、 「区分経理」が必要です！

※ 飲食料品の取扱い（販売）がない事業者の方も対応が必要となります。

消費税確定申告書を作成する際、売上げや仕入れを旧税率8%、軽減税率8%及び標準税率10%に区分して計算する必要があります。

消費税額は、売上税額から仕入税額を控除して計算します。軽減税率制度実施後においては、売上げと仕入れについて、軽減税率と標準税率とに区分して税額計算を行います。

さらに、旧税率が適用される取引がある場合は、旧税率も区分して税額計算を行います。

このため、日々の経理において、税率ごとに区分して記帳しておくことが重要です。

区分経理から申告書作成までの手順は、事業形態等によって様々と考えられますが、例えば、次のような手順が考えられます。

手順1

日々の売上げと仕入れについて、適用される税率を確認しましょう。

(注) 雑収入や会議費、交際費等の経費も含まれます。

	令和元年9月30日まで	令和元年10月1日から	
	旧税率	軽減税率※	標準税率
消費税率	6.3%	6.24%	7.8%
地方消費税率	1.7%	1.76%	2.2%
合計	8.0%	8.0%	10.0%

※ 軽減税率が適用されるのは、次の対象品目の販売です。

- ① 酒類・外食を除く飲食料品
- ② 定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞

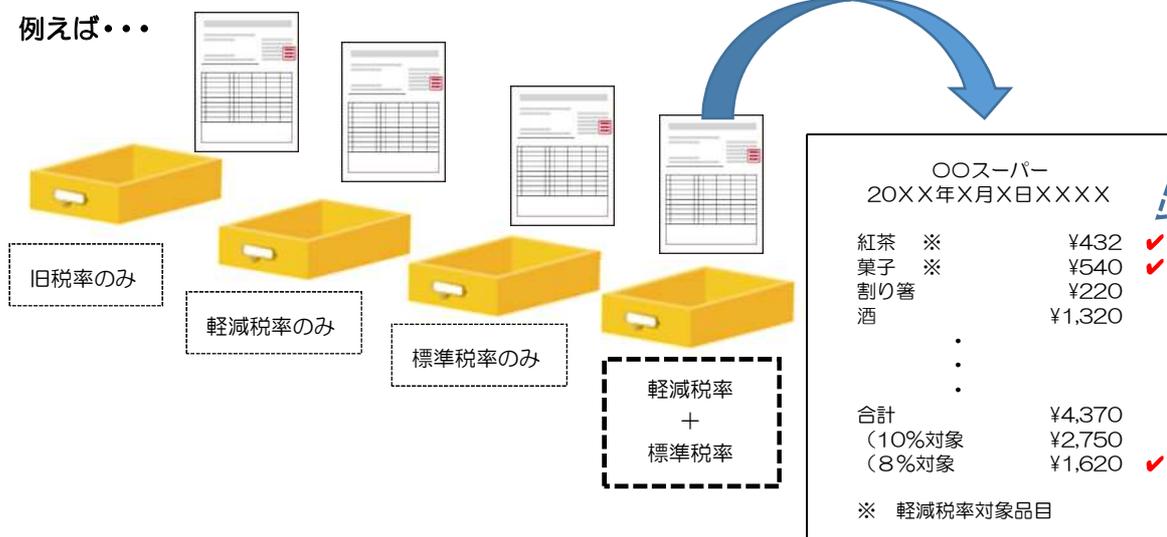
詳しくは、国税庁ホームページに掲載しているパンフレット等をご参照ください。

(注) 旧税率 8.0%と軽減税率 8.0%は、消費税率と地方消費税率の割合が異なりますので、旧税率適用対象と軽減税率適用対象は、区分しておく必要があります。

手順2

売上げについては、発行した請求書等の控えを、仕入れについては受領した請求書等を、適用される税率ごとに整理しましょう。

例えば・・・



例えば、仕入れについては、受領した請求書等を、適用税率ごとに整理し、軽減税率対象と標準税率対象が混在している請求書等については、軽減税率対象にチェックをつけるなどすると、手順3の記帳がしやすくなると思います。

◎ ここでポイント!

消費税額は、売上税額から仕入税額を控除して計算します。
仕入税額を控除するためには、帳簿及び請求書等の保存が必要です。
軽減税率制度実施後、請求書等については、これまでの記載事項※に加え、

- ① 軽減税率の対象品目である旨
- ② 税率ごとに区分して合計した税込対価の額の記載が必要です。

仕入先から交付された請求書等に、上記①②の記載がなかった場合には、交付を受けた事業者が自ら追記することで要件を満たします。

※ これまでの記載事項

- 請求書発行者の氏名又は名称
- 取引年月日
- 取引の内容
- 対価の額
- 請求書受領者の氏名又は名称^(注)

(注) 小売業、飲食店業等不特定多数の者と取引する事業者が交付する請求書等には、この記載を省略することができます。

手順3

税率ごとに区分した証ひょう類から帳簿を作成しましょう。
(仕入税額控除をするために必要な記載事項を確認し、記載漏れや入力誤りがないように注意しましょう。)

- ① 会計ソフトを使用していない方

帳簿の様式に特段の定めはありません。個々の取引実態に応じて、これまでと同様に作成した帳簿の摘要欄等に、手書き等で「軽減税率の対象品目である旨」のほか、適用税率(旧税率、軽減税率及び標準税率)を補完記入するなどして、税率ごとの年間合計金額を集計できるようにします。

- ② 軽減税率対応の会計ソフトを使用している方

仕訳入力時に適用税率を正しく選択します。

◎ ここでポイント!

軽減税率制度実施後、仕入税額を控除するために必要となる帳簿については、これまでの記載事項※に加え、「軽減税率の対象品目である旨」の記載が必要です。

※ これまでの記載事項

- 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- 取引年月日
- 取引の内容
- 対価の額

【帳簿(経費)の記載例】

帳簿(経費) (単位:円)

2019年		内容	金額
月	日		
8	XX	水道光熱費(〇市)	▲▲▲▲
:	:	:	:
11	XX	会議費※ (●商店、お茶代)	□,□□□
		会議費 (〇商店、雑貨代)	〇,〇〇〇
11	XX	接待交際費※ (★屋、お菓子代)	□,□□□
:	:	:	:
2019年合計			◎◎◎,◎◎◎

※印は、軽減税率対象

旧税率8%対象 ▲▲▲▲▲▲▲▲
軽減税率8%対象 □□□,□□□
標準税率10%対象 ○○○,○○○

記載例のとおり、適用税率ごとに区分して記帳することが必要です。
決算の際にまとめて区分するのは困難なため、日々の区分経理が重要です。



○ 帳簿が完成したら・・・～申告書作成までの流れ～

帳簿の勘定科目ごとに税率別の1年間の合計金額を集計

「課税取引金額計算表」^(注)を作成
(注) 法人の事業者の方もご利用いただけます。

消費税の確定申告書を作成

※ 作成した「課税取引金額計算表」等から申告書付表に転記していけば、申告書の作成が可能です。